

大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例逐条解説（新規案）

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等（基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

【解説】

- ・ この条例は、居宅サービスのうち、指定居宅介護支援等の事業を行ううえで事業所が必要とする人員及び運営並びに指定居宅介護支援等に係る居宅介護支援等のための効果的な支援の方法などの基準を定めたものである。
- ・ 指定居宅介護支援等の事業は、従来、国の定める基準により運営されていたが、平成25年6月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）」の施行により、各市町村が、地域の実情に合わせて基準を定めることとなったため、本条例を制定したものである。
- ・ この基準を市本条例で定めるにあたっては、介護保険法第81条第1項及び第2項により、基準に定められた事項ごとに、①厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（従うべき基準）、②厚生労働省令で定める基準を参酌するもの（参酌すべき基準）があり、すべてを市が自由に定めることはできないものとされている。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、前条に定めるもののほか、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）において使用する用語の例による。

【解説】

- ・ この条例の中で使われている用語の定義は、介護保険法や指定居宅介護支援等の基準を定めた厚生労働省令と同じである。

(基本方針)

第3条 指定居宅介護支援等の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援等の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援等の事業者（指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援等の事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援等の事業者は、指定居宅介護支援等を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

【解説】

- ・ 第3条は、指定居宅介護支援及び基準該当指定居宅介護支援の基本方針について定めている。
- ・ 第3条第1項は、要介護者である利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるという介護保険制度の基本理念を実現するため、指定居宅介護支援等を行うにあたっての基本方針を定めたものである。
- ・ 第2項から第6項は、指定居宅介護支援等の事業の基本方針として、利用者自身によるサービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位、公正中立、地域

における様々な取組を行う者との連携等、利用者の人権擁護及び虐待防止等、介護保険等関連情報その他必要な情報の活用を規定するものである。介護保険の基本理念を実現するうえで、指定居宅介護支援等の事業者は常にこの基本方針を踏まえた事業運営に努めなければならない。

(指定介護予防支援事業者の基準)

第4条 法第79条第2項第1号に規定する申請者は、法人とする。

【解説】

- ・ 法第79条第2項第1号によれば、市町村は、指定居宅介護支援等を行う事業者が、市町村の条例で定める者ではないときは、指定をしてはならないとされている。つまり、事業者としての欠格事由を条例で定めることが想定されている。本市ではこの条件を法人であることとし、事業の継続性、安定性の観点から個人営業の事業所ではなく、法人であることを条件としたものである。

(人員、運営等に関する基準)

第5条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準は、第3条の規定に適合するよう規則で定める。

【解説】

- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定居宅介護支援等に係る居宅介護支援等のための効果的な支援の方法に関する基準は、第3条の基本方針をもとに、「大和市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める規則」で定めることとしている。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・ 第5条で規則に定めるとしていること（具体的には大和市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める規則で定めていること）以外に、この条例を施行するにあたって詳細について定める必要があるときは、別に規則で定めることとしたものである。

附 則

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第3条第5項、第2条の規定による改正後の大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例第3条第5項及び第3条の規定による改正後の大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例第3条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

【解説】

- ・ この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、上記3条例の規定中「講じなければ」とある義務規定を「講じるように努めなければ」との努力規定として定めたものである。